

# 北九州市公害防止条例等の一部改正について (パブリックコメント案の審議)

令和4年6月28日

北九州市 環境局 環境監視部 環境監視課

## 目次

- 1 北九州市公害防止条例の概要と成果
- 2 北九州市公害防止条例等の一部改正について
  - (1) 新たな課題への対応 (アスベスト規制に関する規定の追加)
  - (2) 条例の一部見直し (環境の改善に伴う一部規定の見直し)
  - (3) 施行規則の一部見直し (条例規制ボイラーを法規制へ一本化)
- 3 今後の進め方及びスケジュール(案)

### 1 北九州市公害防止条例の概要と成果

3

## 北九州市公害防止条例の制定

▶ 都市活動の活発化・工業化の進展とともに公害による市民生活への影響が拡大 したため、市は、昭和45(1970)年に公害防止条例を制定した。

### 目的

公害の防止について必要な事項を定め、市民の健康を保護 するとともに、生活環境の保全を図る

### 公害とは

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずること

□ 国の公害関連法令の整備に合わせ、昭和46(1971)年に条例を全部改正

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ①

▶ 市民の健康を保護し、快適な生活環境を保全するため、市や、事業者、市民の 責務を規定。

#### 各主体の責務

#### <市>

- ・ばい煙等の排出等に関する規制
- ・監視、測定および検査の体制の強化
- ・公害の状況の公表
- ・公害に関する苦情の処理体制の整備
- ・公害防止協定の締結の促進 ----
- ・工場と住居との混在地区の段階的解 消の推進
- ・公害の防止のための施設の整備等に ついて必要な資金融資のあっせん

#### <事業者>

- ・公害を防止するために必要な措置
- ・公害の防止について最善の努力

#### <市民>

・市の施策への協力

#### 公害防止協定の締結(昭和42年~)

・これまでの締結件数 : 218件 ・現在、有効な協定件数: 87件

#### 住工分離事業(昭和46年~61年)

- ·戸畑区沖台地区
  - →昭和50年半ばまでに25社が移転
- · 八幡西区城山地区
  - →家屋の移転、広範囲の緩衝緑地帯設置

#### ▶ 公害防止資金融資制度 (昭和43年~平成22年)

・融資件数:305件(平成13年以降なし)

·融資額 : 30億2,120万円

5

## 北九州市公害防止条例の概要と成果(2)

> 法律の規制対象外の施設を届出対象とし、公害防止上必要な措置を可能とした。

### 指定施設の届出制度

<対象施設>

大気、水質、騒音について、規則で定める施設 (例)

- ・大気汚染防止法の規模要件未満の小型ボイラー
- ・騒音規制法に定めのない研摩機等

#### 排出の制限

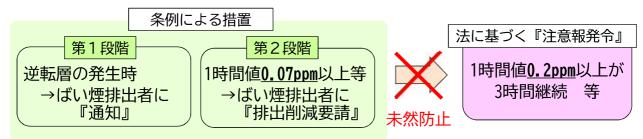
- <指定施設の設置者の義務>
  - ・規制基準に適合しないばい煙・排出水の排出禁止
  - ・敷地境界での騒音規制基準の遵守

#### <改善措置>

- ・規制基準の違反者等に、市は改善命令や施設の一時停止命令が可能
- ・命令の違反者には、罰則あり

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ③

> 条例により、特殊気象(逆転層)発生時等の緊急時の措置(二酸化硫黄)を規定



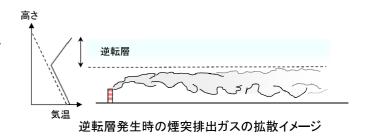
現在の1時間値の最大濃度: 0.019ppm(令和2年度)

ばい煙排出者への逆転層発生通知は、昭和50年度以降、実績なし。 (通知実績 昭和46年度:34回、昭和47年度:37回、昭和48年度:23回、昭和49年度:1回)

#### (参考) 逆転層

大気は通常、上空ほど気温が低くなるが、 上空に気温が高い層ができる場合があり、 その部分を『逆転層』という。

逆転層発生時、煙突からの排出ガスが 上方へ拡散しにくくなり、地上付近で高濃 度汚染が生じやすくなる。



7

## 北九州市公害防止条例の概要と成果 ④

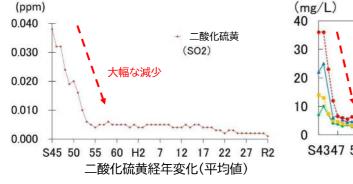
▶ 公害防止条例のもと、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、産業公害は 克服され、本市の環境は、現在においても良好な環境が維持されている。

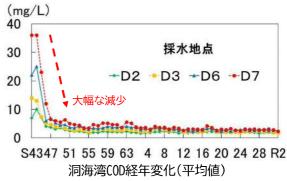
### 大気

・二酸化硫黄など、ほとんどの項目で環境基準に適合。

#### 水質

・海域や河川の水質は、自然由来の項目等を除き、環境基準に適合。





# 2 北九州市公害防止条例の一部改正について (1) 新たな課題への対応

## 石綿(アスベスト)とは

- ・天然に生成した極めて細い鉱物繊維で、熱、摩擦や薬品に強く丈夫な性質
- ・建築材料として、昭和30年頃から、天井の吹付け材やボイラー等の配管 の断熱材・保温材など様々な建築物等に使用
- ・呼吸とともに吸入されることにより、人体に悪影響(肺がん・中皮腫など) を与える高いおそれ ⇒ 現在、製造・輸入・使用等が全面禁止 (平成18年9月1日~ 労働安全衛生法
- ・使用方法によって、解体時の『発じん性』に違いがある

石綿の使用例

吹付け石綿



発じん性:著しく高い

石綿含有断熱材等



発じん性:高い

石綿含有成形板等



出典:国土交通省「目で見るアスベスト建材(第2版)」

10

## 解体工事件数の動向

▶ 吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性がある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は、今後増加し、令和10年頃にピークを迎える見込み(国土交通省推計)。



出典:社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(第5回)資料

11

### (参考)改正大気汚染防止法の周知の取組

▶ 改正法の概要を、ホームページや事業者等への通知、環境情報誌 「ていたんプレス」、チラシやポスター等の様々な方法により周知



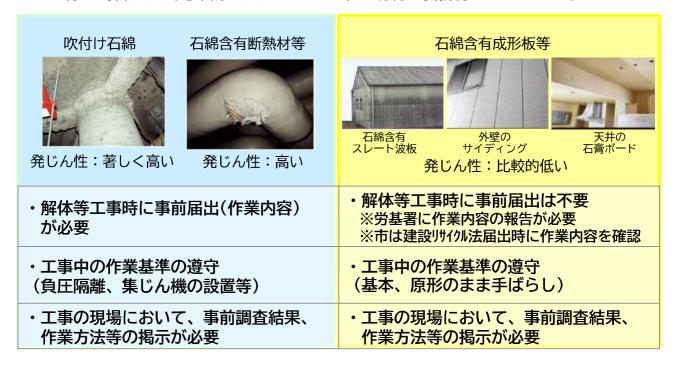
ていたんプレス66号(令和3年3月15日)



法改正周知用のチラシ

### 大気汚染防止法における石綿規制

▶ 現在、石綿含有が明らかになった建築物等の解体・改造・補修工事(解体等工事) を行う場合、大気汚染防止法により、以下の規制が義務付けられている。



13

### 石綿に対する現在の本市の対応

▶ 本市は、届出対象工事に際し、法規制以上の対策に取組み、飛散防止の徹底に努力

### 解体等工事の監視指導(概要)



## 石綿に関する新たな条例規定の追加(案)

▶ 条例に新たに石綿に関する以下の規定を追記・新設

#### 市の責務

・石綿の飛散による市民の健康被害を防止するため、市の責務に必要な措置 を講ずることを追記

### 解体等工事関係者(発注者、元請業者、下請負人及び自主施工者)の努力規定

・解体等工事関係者に対し、大気汚染防止の努力規定を新設

#### 届出対象工事完了後の報告義務

・届出対象工事について、発注者(自主施工者含む)に、解体等工事中の 作業記録の報告義務を新設

#### 作業記録による主な報告事項

- ○作業場・前室の負圧隔離確認結果
- ○集じん・排気装置の正常稼働確認結果
- ○負圧隔離解放前の「薬液散布・清掃等の状況」、「作業場内の石綿濃度測定 結果」、「有資格者による除去完了確認日及び確認方法」

15

2 北九州市公害防止条例の一部改正について (2)条例の一部見直し

### 市の責務に係る規定の一部見直し(案)

▶ 市による住工分離が完了したこと、公害防止設備の設置が進んだことを踏まえ、 市の責務の一部を見直す。

#### 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進(第4条関係)

• 市による住工分離事業が完了し、現在は都市計画法に基づき対応が取られて いることから、条文を廃止

#### 公害防止に係る必要な資金の融資のあっせん(第4条関係)

- 公害防止資金融資制度は、平成13年度以降利用がなく、平成21年度に廃止され、融資限度額及び資金使途の面でより利用しやすい市の中小企業融資制度に統合
- 公害防止設備が既存工場では既に設置済みであり、新設工場では一連の設備 として整備されるため、条文を廃止

17

## 硫黄酸化物に係る上乗せ規定等の見直し(案)

▶ 条例で上乗せしている規定等を整理し、大気汚染防止法による規制へ一本化

### 特殊気象(逆転層)の発生の情報提供(第17条関係)

- ・特殊気象(逆転層)は、その発生に伴い『硫黄酸化物』の拡散を妨げ、地上付近の濃度が 高まるため問題とされており、発生時に市長は企業に情報提供を行う
- ・脱硫技術の向上等に伴い、昭和51年度以降、二酸化硫黄は全測定局で環境基準に適合しており、情報提供を行う必要性がないため、条文を削除

### 緊急時の措置等(第18条関係)

- ・大気汚染防止法に定める緊急時措置を、条例では硫黄酸化物に限り、法の緊急時措置にわずかに先行して協力要請が可能
- ・市内の大気環境が改善し、脱硫技術の向上等により、今後もその可能性はほぼないため、 条文を削除し、法律に基づく対応に移行

### 自動測定記録装置の設置義務(第19条関係)

- ・大気汚染防止法では、一定規模以上のばい煙を発生する「特定工場」に常時監視を義務付け
- ・条例では「特定工場」以外の同規模の工場にも常時監視を義務付け
- ・近年では、LNG等の硫黄分を含まない燃料への転換等が進んだ結果、対象施設は存在せず 、将来的にも設置の可能性がほぼないため、条文を削除

# 2 北九州市公害防止条例の一部改正について (3)施行規則の一部見直し

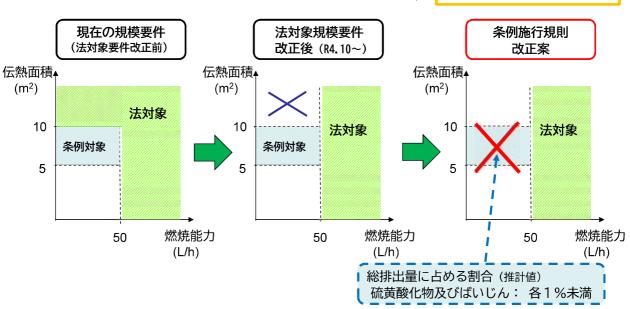
19

# 条例施行規則の改正(ボイラー要件の撤廃)

➤ 国の規制改革の検討の中で「伝熱面積と排ガス 量は相関が無い」と結論づけられ、法の対象と なるボイラーの要件から「伝熱面積」が撤廃 (R4.10月施行)



本市条例の対象となる ボイラーの要件を撤廃。 法規制に一本化



## 3 今後の進め方及びスケジュール(案)

21

## 今後の進め方及びスケジュール(案)

令和4年1月 環境審議会へ諮問

・改正の方向性の検討

令和4年6月 環境審議会にて審議

・パブリックコメント案

令和4年7月 常任委員会報告

令和4年7~8月 パブリックコメント実施

令和4年10月以降 環境審議会にて審議 ➡ 答申

常任委員会報告

改正議案を議会へ上程